

国保組合現況報告

1 税理士加入状況について

平成25年12月31日現在、税理士会会員数7,247名中、当国民健康保険組合加入者数4,193名となり、加入率約57.9%となっております。

2 特定健診受診状況について

平成25年12月31日現在、対象者数(40歳～74歳)11,500名に対して、受診者数3,481名となり受診率は約30.3%(前年同期32.3%)となっております。

今年度の目標率は70%となっております。

3 保険給付費について

現在の推計で約30億円の支払い予想となり、1億3千万円程予算不足となります。医療費の増加を止めるのが今後の課題となると考えます。

国保組合を取り巻く情勢について

1 国保組合の国庫補助の見直しについて

- 社会保障と税の一体改革
社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について
(平成25年8月21日閣議決定)
- 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律
(平成25年12月5日法案成立)
- **被保険者の所得水準の高い国保組合に対する国庫補助金の見直し**
(平成27年開催の通常国会に法案提出予定)

2 国保組合被保険者資格について

- 組合規約に照らし合わせてコンプライアンス上問題が無いか定期的に調査を実施する。(厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)
- 被保険者資格が無いケース
 - ① 組合規約第4条に定める区域以外に住所地がある場合
 - ② 組合規約第7条に定める税理士業務に従事していない場合(他業種)
 - ③ 法人事業所雇用で「健康保険適用除外承認」を受けていない場合
(健康保険法第3条第1項第8号違反)
 - ④ 組合員の世帯を離れているにもかかわらず、家族として加入している場合
(国民健康保険法第19条違反)

※以上のケースは判明した時点で資格を遡って喪失していただきますので、ご注意ください。